

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人事業税:義、法人住民税:義)
2	租税特別措置等の内容		法人税法に規定する特定目的信託(資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託)に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局		金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期		平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見直しが行われた。
6	適用期間		恒久措置
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号) (第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的信託の受益権の発行額</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定目的信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	現在のところ利用実績なし。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ～～～) 現在のところ利用実績はないものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにつながる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ～～～) 現在のところ利用実績はないものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ～～～) 現在のところ利用実績はない。なお、今後利用されたとしても税収減は生じないと考えられる。特定目的信託に係る課税の特例がない場合、資産流動化スキームの組成が促進されない、すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定目的信託は、資産の流動化のために設定され、その信託財産から生じた利益についてこれを不特定多数の投資家に分配するための特殊な主体(導管的な器)であることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月